

平成30年7月豪雨災害により被害を受けられた方への ひとり親家庭医療費助成の受給要件緩和について (お知らせ)

平成30年7月の豪雨災害により、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。
呉市では、この度の災害により住家が全壊・半壊、またはこれに準ずる被害を受けられたひとり親家庭世帯について、受給要件を緩和し医療費を助成します。

1 受給要件緩和の対象

次の要件のうち、(4)の要件(平成22年度税制改正前の規定によって計算された所得税が非課税)により受給対象外となっているひとり親家庭。

- (1) 呉市に居住
- (2) 国民健康保険又は各種社会保険に加入
- (3) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している
- (4) 世帯全員(同居する扶養義務者全員)の所得税が非課税

2 申請期間

災害による損害を受けた日から1年以内

3 対象期間

災害を受けた日から、翌年の当該災害を受けた前月 *2019年6月30日まで

4 助成内容

健康保険を適用した診療等による医療費の自己負担分を助成

※ 健康保険適用外の負担分、交通事故等の第三者行為による診察は対象外です。

5 一部負担金

1 医療機関につき 1日 **500円**

同一の医療機関で受診した場合

通院 月4日まで、入院 月14日まで、1日につき**500円**まで自己負担

↳ 通院 月5日以降、入院 月15日以降は自己負担がありません。

※ 保険薬局(院外処方)での自己負担はありません。

6 手続きに必要なもの ※状況に応じて下記以外の書類が必要になることがあります。

- (1) 対象者全員の健康保険証
- (2) ひとり親家庭であることを証明する次のいずれかのもの
 - ① 児童扶養手当、遺族年金等の証書
 - ② 戸籍謄本
 - ③ 民生委員児童委員の証明書
- (3) り災証明書
- (4) 対象者全員のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
- (5) 印鑑
- (6) 個人番号利用に関する同意書(市外から転入した人のみ)

(注) 本人が自署する必要があります。記入方法など詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

7 申請書提出先

子育て支援課または各市民センター

8 問い合わせ先

呉市子育て支援課

呉市中央4丁目1番6号(呉市役所2階)

電話(0823)25-3173